

東京都福祉サービス第三者評価に係る評価機関が設置する第三者委員会ガイドライン

1 ガイドライン制定の趣旨

本ガイドラインは、評価機関が設置する福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下、「認証要綱」という。）第 2 項第 4 号但し書きの「外部の委員で構成する第三者性を有した委員会（以下、「委員会」という。）」に関する委員数及び委員構成等についての指針であり、評価機関は本ガイドラインを遵守して委員会を設置するものとする。

2 委員会設置の目的

委員会は、会員等となっているサービス事業者の評価機関の評価結果について、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等が評価されているかを審議するために設置する。

3 委員会の委員数

委員会の委員数は 3 名以上とすること。

4 委員会の中立性

委員は、外部の第三者として、評価機関から独立した立場で、評価結果について公平な意見を述べることができる者を選定すること。

5 委員会の委員構成

委員は、次に掲げる者を必ず選定することとする。

(1) 社会福祉分野に精通した者

社会福祉に関する学識経験者または有識者

(2) 組織運営分野に精通した者

企業経営・組織運営等に関する学識経験者または有識者（社会福祉の知見があることが望ましい）

6 施行期日

本ガイドラインは、令和 6 年 6 月 2 4 日から施行する。